

令和 8 年度 建設工事関係者連絡会議

奈良労働基準監督署

安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

労働安全衛生法第3条第3項（建設工事の注文者等の責務）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

発注条件が適正を欠くため・・・

安全のための必要な経費を見込むことができない
突貫工事を余儀なくされる



労働災害の発生！！

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

1 適正な工期を設定すること

- 工期が十分でないが無理な作業を行うことが懸念される
- 労基署への計画届、設置届が必要な工事は、届出期日に間に合うよう、発注者において余裕を持った設計を行う等配慮

例) 高さ10m以上の足場、吊り足場 ⇒ 当該組立工事開始30日前まで
高さor深さ10m以上の地山掘削 } ⇒ 当該工事開始14日前まで
石綿、ダイオキシン工事

- 工期の設定にあたっては法定労働時間を考慮

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

2 工事の安全な施工に配慮した設計を行い、また工法を選定すること

① 土木工事における明り掘削の作業にかかる設計について

- ・ 手掘り（機械掘削面の手掘り仕上げを含む）における勾配及び高さを法定どおりとすること
- ・ 下水道管布設等で溝を掘削する場合に、深さが1.5mを超えるときは土止め支保工を設けるか、勾配を75度以下とすること

② 足場については、原則として本足場で設計すること

⇒ 令和6年4月1日施行 一側足場の使用範囲明確化

③ 車両系建設機械の用途外使用について

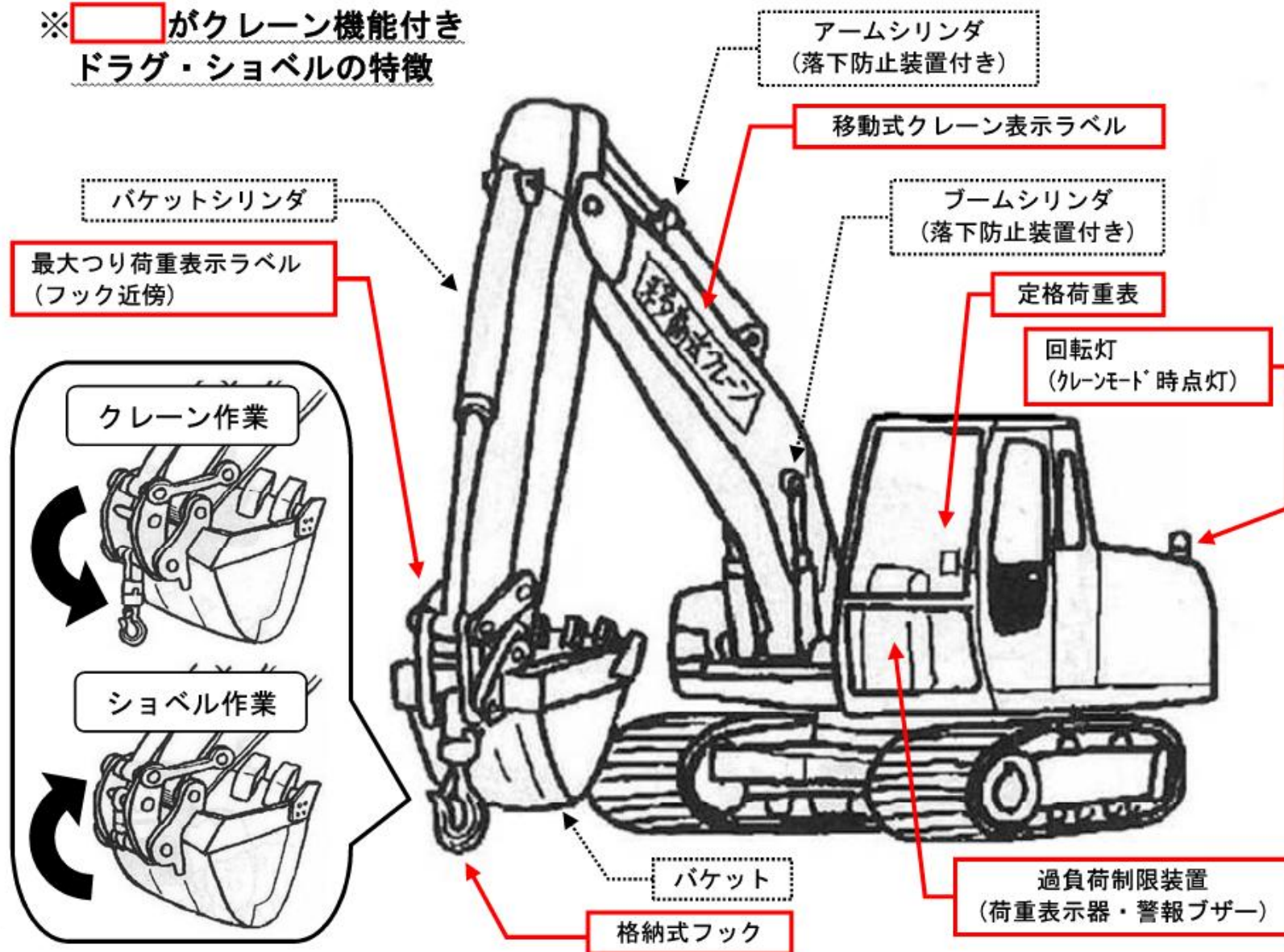
クレーン機能を有さない機械での荷吊り作業は、用途外使用として禁じられていることに注意

重機災害防止対策

クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業は、
クレーンモードで！！

「クレーン 第41巻 4号 2003」(社団法人日本クレーン協会)より

※ □ がクレーン機能付き
ドラグ・ショベルの特徴



クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業は、クレーンモードで！！

クレーン機能付きドラグ・ショベルについて、クレーンモードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、有資格者の配置^(図1)、作業計画の策定^(図2)等の移動式クレーンとしての措置を行う必要があります。

图 2

[illegible]

重機災害防止対策

クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業は、クレーンモードで！！

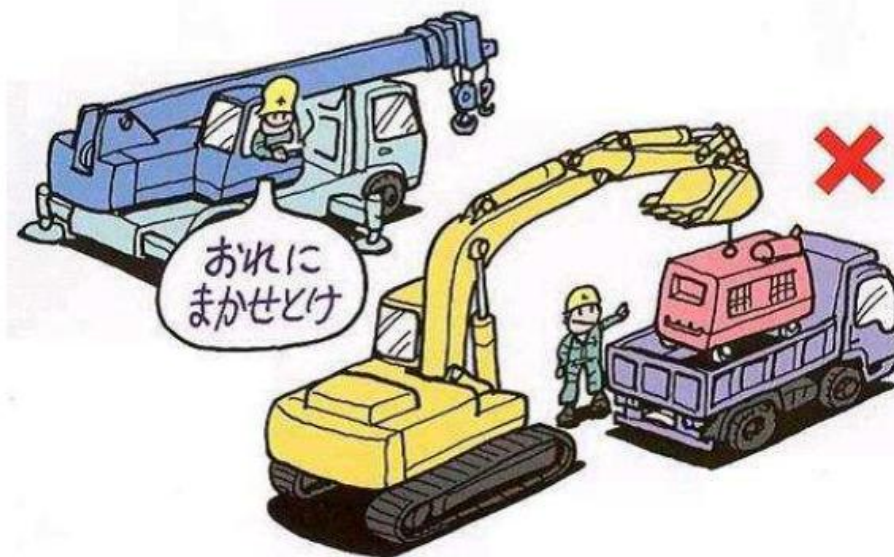
※2 労働安全衛生法第20条第1項(労働安全衛生規則第164条)について

1 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

一 荷のつり上げ作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。(以下、略)



「作業の性質上やむを得ないとき…」とは

移動式クレーン※を使用できるにもかかわらず、クレーン機能の無いドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行うことは、「作業の性質上やむを得ないとき…」には該当しないこと。 ※：クレーンモード時のクレーン機能付きドラグ・ショベルを含む

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

2 工事の安全な施工に配慮した設計を行い、また工法を選定すること

④ 有害業務について

- ・ 酸素欠乏危険場所では、作業環境の測定、換気等を実施
- ・ 橋梁塗装工事では、施工箇所の周囲が吊り足場の防護ネット等で囲われ、自然換気が不十分となり、有害物による中毒や火災の発生
- ・ 皮膚、眼に障害をおよぼすおそれのある化学物質取り扱い時の保護具の着用

⑤ 足場、土止め支保工等の工法を選定について

より安全な作業を確保するため、手すり先行工法、土止め先行工法の各ガイドラインに基づき、両工法の採用を促進

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

3 施工条件が変化した場合等には工期や経費について適確に対応

発注者は、設計段階で法令に適したものとすることは勿論、**施工段階において計画の見直しが必要となった時には、監督員等の個人的判断によることなく、組織としての対応が必要**

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

4 工費の積算において安全衛生を確保するための十分な経費を見込む

- 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠
- 安全衛生を確保するための経費は、直接工事費、共通仮設費（安全費、仮設費）、現場管理費に含まれるため、これらの各費用において、適切に計上することが必要
- 施工において請負業者に計画どおりの仮設を設置させることも重要であり、適切な積算と適切な施工という関係が重要

労働災害防止のために公共工事発注機関が配慮すべき事項

5 複数の工区に分けて発注する場合においては工区間の調整を図る

- 分割発注等により複数の元方事業者が存在する工事の発注にあたり、各工区における労働災害防止は原則として各工区の元方事業者等の責任であるが、ある工区の施工の状況が他の工区の安全に影響を与える場合があるので、**発注者が工区間の調整、情報の提供を行う**ことが必要

- ・ 元方事業者の指名およびこれらに対する協力
- ・ 個別工事間の連絡および調整
- ・ 災害防止協議会の設置
- ・ 安全衛生教育の実施についての指導および援助
- ・ 各種情報の提供

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

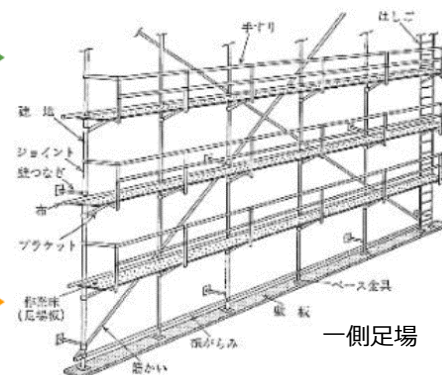
足場等からの墜落・転落防止対策

- 建設業における墜落・転落による死亡者数の約2割が足場に関連したもの。

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

R6.4.1
施行



2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

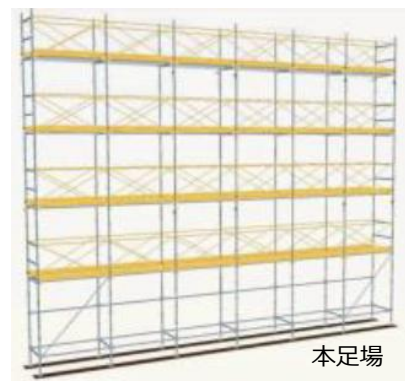
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

R5.10.1
施行

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

R5.10.1
施行



手すり先行工法等ガイドラインの普及・定着に向けて

手すり先行工法の足場を
使用しましょう

改正「手すり先行工法等ガイドライン」の普及・定着に向けて



改正のポイント

1. 手すり先行工法等ガイドラインについて、現場での普及・定着を促すための取組を推進する。
2. 現場での普及・定着を促すための取組を推進する。
3. 現場での普及・定着を促すための取組を推進する。

現場での普及・定着を促すための取組を推進する。手すり先行工法等ガイドラインの普及・定着を促すための取組を推進する。現場での普及・定着を促すための取組を推進する。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40039.html



令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

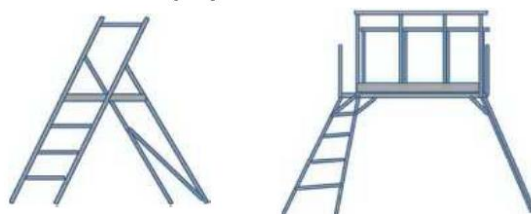
- 建設業における墜落・転落による死傷者数のうち、はしご・脚立からの墜落・転落は約3割と最も多い。

以下の2点について検討してみましょう

- ☐ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- ☐ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）**、**可搬式作業台**、**手すり付き脚立**、**高所作業車**などに変更できないですか？（※）

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

【手すり付き脚立(例)】 【可搬式作業台(例)】

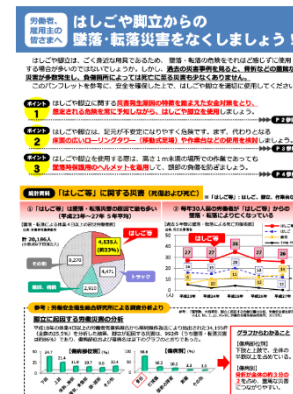


はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>

はしごを使う前に／脚立を使う前に

<https://www.mhlw.go.jp/content/001101323.pdf>

Two checklists for ladder and scaffolding safety. The left checklist is for 'はしごを使う前に' (Before using a ladder) and the right is for '脚立を使う前に' (Before using scaffolding). Both checklists include a table for recording the date, time, and location of use, and a list of safety checks. The ladder checklist includes items like 'Is the ladder opened and locked?', 'Is the ladder opened and locked?', 'Is the ladder opened and locked?', and 'Is the ladder opened and locked?'. The scaffolding checklist includes items like 'Is the scaffolding opened and locked?', 'Is the scaffolding opened and locked?', 'Is the scaffolding opened and locked?', and 'Is the scaffolding opened and locked?'. Both checklists also include a section for '作業前点検リスト' (Pre-work inspection list) and '作業中点検リスト' (During-work inspection list).

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

墜落制止用器具の適切な使用

- 建設業における墜落・転落による死亡災害を見ると、墜落制止用器具（安全帯）を装着していたものの、フックを使用していないケースが多い。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯		墜落制止用器具
① 胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
② 胴ベルト型（U字つり）	×	×
③ ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)、構造規格(注3)準の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

（注1）労働安全衛生法附令（注2）労働安全衛生規則（注3）墜落制止用器具の規格（注4）墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（注5）安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いします。

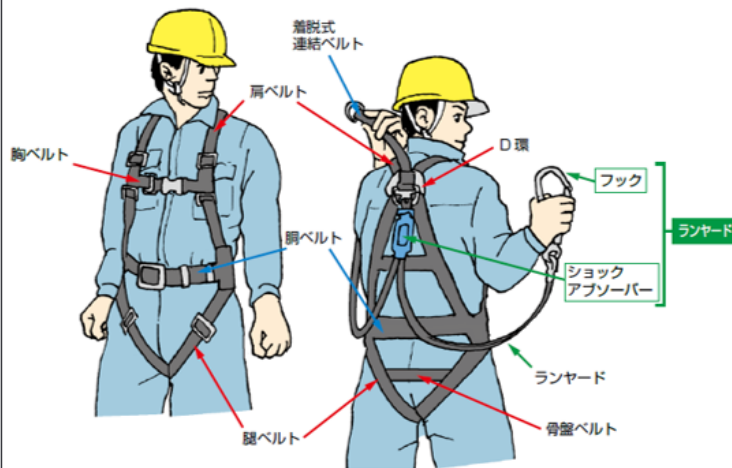
政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

【「墜落制止用器具の規格」概要】

- 定義：フルハーネス、胴ベルト等の用語を定義します。
- 使用制限：(1)6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型（※3）のものでなければならないこと、(2)墜落制止用器具は、着用者の体重とその装備品の質量の合計に耐えるものであること、(3)ランヤードは、作業箇所の高さ・取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならないことを定めます。
- 構造、部品の強度、材料、部品の形状、部品の接続：墜落制止用器具の構造、部品の強度、材料、部品の形状、部品の接続について、求められる要件とそれを確認するための試験方法等を定めます。
- 耐衝撃性等：墜落制止用器具とその部品に求められる耐衝撃性等を確認するための試験方法等を定めます。
- 表示：墜落制止用器具とその部品に求められる表示の内容を定めます。
- 特殊な構造の墜落制止用器具等：特殊な構造の墜落制止用器具または国際規格等に基づき製造された墜落制止用器具に対する本規格の規定の適用除外について定めます。

※3 フルハーネス型墜落制止用器具



令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

高齢者の労働災害防止の推進

◎背景

休業4日以上之死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。

また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

◎改正内容

- 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となる。
- 国において指針を定めることとしており、事業者はこれに基づく取り組みの実施が必要となる。(R8.4～)



ご安全に



令和 8 年 安全衛生標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare